

## 基本方針

人々の暮らしを支えてきた地域の相互扶助や家族同士のつながり、助け合いは、公的な支援と相まって質量ともに充実が図られてきました。しかしながら、高度成長期から今日に至るまでの核家族化の進行や過疎地域の人口減少の反面、都市部への人口集中など社会構造の大きな変化は、地域の暮らしに様々な影響を及ぼしています。

これまでの公的な支援のあり方は、人生において想定される疾病や育児、介護、障害など様々な分野で対象者ごとに法律やそれに基づく制度が整備されるなど「縦割り」で行われてきました。しかし、複合的な支援、例えば介護と育児を同時に迎えた世帯や障害を持つ子と親の介護への支援を行う世帯への援助、対応、あるいは一人暮らし高齢者の孤立死や引きこもり、ホームレスなどが大きな社会問題となっています。

国において取り組みが進められる「地域共生社会」の実現が求められる背景には、多様な支援ニーズに対応するため、個人が抱える個別課題を社会の問題として認識し、包括的に対応し地域の実情に応じて総合的に支援していく「丸ごと」へと転換する改革が必要となっているためです。

地域に暮らす人々が抱える生活上の様々な課題は、現在の、あるいは将来の自分や家族が抱える課題であり、ともすれば「他人事」ととらえがちな課題を「我が事」として捉え、暮らしやすい地域をつくっていくことは自分たちのためでもあり、住民一人ひとりが力をあわせて地域を創ることが重要であると考えます。

摂津市社会福祉協議会は、これまでも地域住民の主体性に基づいて、行政や関係機関をはじめ地域団体と連携・協働して、取り組みを進めてまいりました。これらを取り組むにあたり、職員一人ひとりの力を結集し「チーム社協」として取り組むとともに、地域団体との協働を図る定期的な意見交換を行っているところです。

昨年11月には、市制施行50周年の記念すべき年を迎えましたが、住民主体で地域活動に取り組む自治連合会と民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会の4団体が摂津市とともに「みんなで育む、つながりのまち摂津」を実現するための新しい一步を踏み出そうと共同アピールを行いました。自分たちの暮らしを、夢を、自分たちの力で実現できるまちを育み、人と人とのつながり、絆を大切にしたいと思える、元気でほっとする温かい

まちを協働して作ってまいります。

大阪府内の全ての社会福祉協議会が目指す「地域の総合力を引き出す社協」「地域にひらかれた社協」「自ら提案し、行動する社協」を基本姿勢に、チーム社協の機能を十分に発揮し、住み慣れた地域において一人ひとりが認められて大切にされ、地域社会の一員として様々な活動に参加し、自己実現できる地域づくりを、市内の団体や住民同士がつながり協働して進める「チーム摂津」の一員として取り組めるよう事業を推進してまいります。

## 地域福祉課

昨年に移転したデイハウスましたを含め4カ所の地域福祉活動拠点や公民館、集会所等を中心に取り組みされているサロン活動は、「我が事、丸ごと」地域共生社会を育む取り組みとしても重要な事業であり、市内の12校区等福祉委員会と連携を強化し、引き続き充実、拡充に向けた取り組みを進めてまいります。その一つとして開催している福祉委員養成講座を2校区での実施に拡大し、人材確保とPRに努めるとともに、協働して作成した福祉委員会活動冊子を活用し、活動の周知と参加促進につなげてまいります。

ボランティアセンター事業では、災害発生への備えとして、災害支援ボランティアリーダーの養成に加え、職員による支援活動をスムーズに行うための災害時対応マニュアルに基づいた行動確認や災害支援物資や資機材を使用し、地域住民の方々や関係者が参加する訓練等を行ってまいります。また昨年、摂津市と災害に対する相互支援に関する協定を締結しましたが、上記の取り組みを行う際にも関係課と連携を図りながら、いざという時に即応、役割分担がしっかりと行えるよう努めてまいります。

広報、啓発事業として、恒例となった11月の「ボランティアフェスティバル」やボランティア入門講座、講習会を引き続き実施し、活動への参加促進に努めるとともに、男性ボランティアの参加促進を目的として「コミュニケーションリーダー養成研修」も合わせて行ってまいります。

「社協感謝のつどい」では、社会福祉協議会に対してご寄付をいただいた方への感謝の意と永年にわたり福祉活動を行った方々への表彰等を引き続き行い、地域福祉活動への継続的参加を醸成できるよう実施してまいります。

生活福祉資金貸付事業は、生活困窮者自立支援事業との連携が日常的に求められており、相談や他機関へのつなぎなど対応件数が大幅に増加しております。貸付制度の有効な活用により自立生活が図られるよう関係課との調整、連携の強化に努めてまいります。

社会福祉施設地域貢献委員会では、社会福祉法改正に対応した社会福祉法人

改革が全国的に行われ、地域における公益的な活動が責務となったことを受け、これまでの施設職員間の情報交換や研修を引き続き行うとともに、これまで未加入となっていた作業所を運営する社会福祉法人についても参加を呼びかけ、摂津市全体で、それぞれの施設の強みや特性、法人理念を活かした事業が実施、展開されるよう協働してまいります。

献血推進事業では、学生献血の実施やキャンペーンを実施する際の若年層に向けた啓発グッズを展開し、協力者の増加と正しい理解と啓発の普及に努めます。

日常生活自立支援事業は、障害者や認知症高齢者等の生活を応援する事業として、各種法制度の施行とも相まって利用者が大きく増加しております。摂津市においてもグループホームの設置や障害者の社会参加、認知症高齢者の増加などにより契約件数が大きな伸びを見せ、国が規定する件数を上回るころから、よりきめ細かく利用者とともに伴走しながらサービス提供を行えるよう専門職員を新たに配置してまいります。

「つながりのまち摂津をみんなで育もう」と、摂津市と4団体が共同アピールを行いました。各団体が行う地域活動への市民参加と自治会等への加入促進を図るため、キャンペーンや合同研修、PR活動を行い共通理解を深めるとともに、協働してまちづくりを行ってまいります。

居宅介護事業（障害サービス）については昨年同様、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能、利用者及びその家族等の意向を踏まえた計画づくりを行い、円滑なサービス提供に努めてまいります。

介護保険法の改正に伴い、要支援1、2の対象者が受けていた通所介護と訪問介護のサービスが介護保険の予防給付から摂津市が実施する総合事業へと移行することとなります。平成29年度については、これまでと同じ基準、単価が適用されることとなり、訪問介護事業（介護保険サービス）としては、これまでどおりの提供体制を堅持してまいります。平成30年度以降については、事業所の継続性と社会福祉協議会の使命との整合性を図りながら、実施等の検討を行ってまいります。

## **地域包括支援課**

受託事業である地域包括支援センターの運営を担い、早や5年目を迎えます。同センターが取り組む総合相談事業では、受託開始からの相談件数をみると約1.5倍の増加が見られました。その内容についても、高齢者の課題そのものだけでなく、介護を行う家族や地域との関係性、連携など多岐にわたる生活課題への対応が必要なケースが増加し、介護保険に基づくサービス提供を行う

までに非常に多くの時間を費やす状況にあります。

高齢者の福祉ニーズが多様化、複雑化する中、要支援認定を受けていない高齢者についても何らかの支援が必要と判断された場合は、摂津市独自の「介護予防ケアマネジメント事業」を展開することが義務付けられました。市が実施する「総合支援事業」について、地域包括支援センターが求められる役割をしっかりと見つめ直し、高齢者やその家族、関係者にとってより良いサービスとなるよう行っていく責務があると認識しております。

「介護予防ケアマネジメント業務」は、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、いきいき健康体操や保健師や看護師、社会福祉士などの専門職員による講習会などを実施し、引き続き介護予防活動を支援してまいります。これらに加え、保険対象外となる要支援者に対する市独自事業の総合支援事業等が適切に提供されるよう必要な支援を行ってまいります。

「総合相談支援業務」では、医療・保健・福祉の連携を、市や専門機関、地域のさまざまな関係団体などと構築し、効果的にサービスが提供できる体制のもと、増加する相談件数に加え複雑多様化する内容に対応してまいります。

「権利擁護業務」は、高齢者が被害者となる虐待や権利侵害の事案が増加している状況に変わりはなく、住み慣れた地域で尊厳をもって日常生活を送りたいという普遍的な思いに応えられるよう、関係者の協力を得て、介護保険サービス等利用可能な福祉サービスを提供しながら、引き続き虐待防止等に努めてまいります。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」では、支援を要する高齢者が入院あるいは施設利用を行う場合において、介護支援専門員と主治医、施設関係者等が連携するシステムの構築を引き続き行ってまいります。また、他事業所の介護支援専門員の業務上の相談や抱える悩み、不安等について、助言や支援等を行ってまいります。

介護予防プランの作成については、財政的自立を目指して、利用者から喜ばれるサービス提供を基本理念に引き続き適正に努めてまいります。

法改正や市独自事業の実施など新しい制度等について、日常業務を執行しながら職場内外の研修を推進し、伝達研修やミーティング等を行いながら、職員一人ひとりの意識を高めるよう職員育成に取り組んでまいります。また、市民や事業所の職員を対象とした研修会も引き続き行い、広報、啓発に努めてまいります。

市内5つの中学校区を単位に開催している地域ケア会議は、これまでの取り組み内容や地域特性等を勘案し、「個別ケース会議」をはじめ一人ひとりが抱える課題に寄り添い、その地域に合った高齢者を支える体制づくりとなるよう会

議を進めてまいります。

ライフサポーター事業については、65歳以上の高齢者の見守り訪問活動に加えて、昨年11月より75歳以上の高齢者宅を職員が訪問し、生活状況の調査や実態把握などを行っております。今年度より、地域包括支援課に設置する新しい係に移し、地域包括支援センターの職員とより連携が図れる体制にすることで、効果的かつ迅速にサービス提供が行える組織体系へと見直しを行います。

今後についても、高齢者がますます増加し、それに比例して相談件数も増加している現状ではありますが、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や運営協議会、国等において示される方針等を基本として、地域包括支援センターが担わなければならない法定業務にしっかりと取り組める体制づくりを図るため、委託者である摂津市と引き続き協議、検討を行い、事業を推進してまいります。

## 主な事業一覧

地域福祉課 地域係

事業名	実施予定時期	内 容
ふれあい配食サービス事業	通年	市からの委託事業。昼食の確保及び安否確認を目的として実施する。配食委託業者との連携を図りながら、栄養面は元より、食の楽しみを実感する内容の昼食を届ける。
家族介護用品給付事業	通年	市からの委託事業として家族介護用品給付事業における給付券の発行及び郵送事務を行う。
献血推進事業	通年	市内における献血事業の啓発と街頭献血を実施する。 <u>献血離れが進む若年者への啓発に取り組む。</u>
移送サービス事業	通年	リフト付き車両によりボランティアが送迎する。
福祉用具貸出事業 ・ 車いす	通年	旅行や怪我などを理由とした一時的な利用や車いすのレンタルに必要な介護保険申請までのつなぎとして、車いすの貸出しを行う。また小学校等が実施する車いす体験の際にも貸出す。
各種相談事業 ・ 心配ごと相談事業 ・ 心の相談事業 ・ 介護相談 ・ 福祉なんでも出張相談	通年	生活者の視点から、様々な市民相談に応じる。より多くの市民へ対応するために地域福祉活動拠点に定期的に職員が向向き相談に応じる。 <u>相談事業の周知を徹底するため、啓発に取り組む。</u>
日常生活自立支援事業 ・ 事業周知の拡大 ・ <u>関係機関との連携強化と利用者数の拡充</u> ・ 市民講座の実施	通年   平成30年2月	広報紙、講座などを通じて、事業の周知を行う。対象となる方が希望する場合は、関係機関との連携を図りながら、丁寧な対応で利用者の援助に努めるとともに、 <u>各関係機関と連携を図り利用者数の拡充を図る。</u>  日常生活自立支援事業関連講座として実施。事業の利用者のみならず、市民を対象とし、福祉サービスなどに関連した講座を実施する。
小地域ネットワーク活動推進 ・ <u>校区等福祉委員会活動の啓発</u> ・ <u>福祉委員養成講座の開催</u>	通年	校区等福祉委員会を単位として要援護者一人ひとりに近隣の住民が見守り活動や援助活動を展開する。  校区等福祉委員会活動の周知と参加促進を図るために冊子により広く市民に啓発を行う。 福祉委員の拡充を図るため講座を <u>2校区</u> で開催する。
老人介護者（家族）の会 ・ つどい場事業等の実施	通年	会と連携し、介護者や認知症家族が気軽につどえる場をつくり、在宅介護の支援を行う。
ファミリー・サポート・センター事業 ・ 子育てアドバイザー研修会 (家庭児童相談室共同)	通年  1月頃～週1回 (全6～7回)	出張説明会・ブログ・学校保護者へのPR(ちらしの配布等)など周知活動を引き続き行い、 <u>他機関と連携を更に強化することで、会員の拡充と事業の充実を図る。</u>  市の行う「子育てアドバイザー」と共に研修を実施し、会員登録の拡充につなげる。現在実施の基礎講習会を時間数、内容共に充実したものとする。

事業名	実施予定時期	内 容
地域ボランティア・小地域ネットワーク事業合同研修会	平成30年3月	地域ボランティア・福祉委員会の方々を対象として、研修を実施。地域活性化や交流の現地見学、ボランティア同士の交流などを目的に実施する。
安心して暮らせる福祉講座事業 ・地域福祉活動拠点での実施	8月頃から	より多くの市民が福祉への知識と関心を高めることで誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに参加する機会をつくり、住民主体による地域福祉を推進するための連続講座を開催する。 地域福祉活動拠点で、福祉何でも出張相談と合わせて講座を実施する。
ボランティアセンター事業 ・ボランティア入門講座 ・移送サービス講習会 ・ボランティアフェスティバル ・コミュニケーションリーダー養成研修	通年  6月頃 7月上旬 11月	ボランティア登録とボランティア情報の提供や相談、需給調整を行うことで福祉のまちづくりを推進する。 <u>広報誌等を利用したPR活動を行う。</u>  ボランティア活動や地域福祉活動に携わるきっかけとなる講座を実施する。 移送サービスのボランティア確保のための講座を実施する。 ボランティア活動の啓発と参加を呼びかける。 <u>男性にも親しみやすい内容の事業を行い、指導者を養成することで、男性ボランティアの増加を目指す。</u>
生活福祉資金貸付事業 ・生活困窮者自立支援事業との連携	通年	必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯へ貸付を行い世帯の自立を図る。 生活困窮者自立支援法の施行等に伴い相談件数が増加している。相談者の自立を効率的に図るため関係機関との連携強化を図る。
社会福祉等資格取得実習生の受入	6月・11月（それぞれ2週間程度）	大阪人間科学大学等に通う学生及び市内在住の学生を対象として、実習の受入を行う。社協特有の実習内容として地域の福祉活動体験・考察に重点を置く。
社会福祉施設地域貢献委員会 ・会員の拡充 ・研修会 ・実務担当者情報交換会 ・地域住民との情報交換会	通年	<u>未加入の法人へ委員会の参加を呼びかけ連携を図る。</u>  社会福祉法人の在り方が問われる状況のもと、市内における施設が連携し関係機関と協働しながら施設の特長や強みを活かした地域のセーフティーネットを担う事業を展開する。
災害ボランティアセンター事業 ・災害ボランティアリーダーの育成	随時	「摂津市地域防災計画」において社会福祉協議会の活動が位置づけられており、日頃から災害に備え、災害発生時に職員が早急かつ円滑に支援活動等を行うためのマニュアルに基づき、職員の訓練等を実施する。 <u>あわせて資機材を使用し災害ボランティアセンターシミュレーションを行う。</u>  災害ボランティアセンター支援等、災害時におけるボランティア活動の中心的な役割を担う人材育成を行う。

地域福祉課 総務係

事業名	実施予定時期	内 容
会員会費	7月	会費の趣旨や用途をより周知し、多くの市民に協力を呼びかける。
赤い羽根共同募金 ・街頭募金 ・法人募金	10月	募金活動についてのPR活動を拡充する。学生や地域福祉活動団体等に街頭募金のボランティア等の参加を呼びかけ実施をする。  より多くの企業・団体へ募金の周知および依頼を行う。
歳末たすけあい運動	12月	新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する。
社協関係者・功労者式典事業 (感謝のつどい)	10月	歴代社協功労者(役員、多額寄付者など)を対象とした式典事業を実施する。
共同アピール事業	随時	地域活動への参加を促進する事業として4団体が協働してキャンペーンや合同研修を行う。
広報啓発活動	随時	社協の事業計画・報告や予算・決算をホームページや社協ニュースで開示し広く市民へ周知する。SNS等を活用し事業について啓発を図る。発行費用軽減のため広告を募集する。
社会福祉法改正への対応	随時	法人として法改正へ対応すべく規程や体制の見直し等を行い法令順守を徹底する。

地域福祉課 介護係

事業名	実施予定時期	内 容
居宅介護等事業	通年	障害福祉サービスを提供している居宅介護事業所については引き続き職員の資質の向上を図り、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能に見合ったサービスを計画し円滑にサービスが提供できるように努める。
訪問介護事業	通年	介護保険については平成29年4月より要支援1・2の対象者については摂津市の「介護予防・日常生活支援総合事業」になり、現在認定を受けている利用者は認定有効期間終了後は総合事業に移行となる。今後ヘルパー派遣の体制等、必要な取り組みを進めるとともに、円滑なサービスの提供に引き続き努める。



事業名	実施予定時期	内 容
<p><b>地域包括支援センター事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防ケアマネジメント</li> <li>・ 総合相談</li> <li>・ 権利擁護</li> <li>・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援</li> <li>・ 指定介護予防支援</li> <li>・ 事業所職員研修、市民研修</li> <li>・ 地域ケア会議</li> <li>・ 職員の資質向上</li> </ul>	<p>通年</p>	<p>高齢者の医療・保健・福祉の向上と虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。</p> <p><u>平成29年度から市が実施する事業において高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう要介護状態を予防するため、介護保険の対象外となる要支援者に対する訪問事業や通所事業等が適切に提供されるよう支援を行う。</u></p> <p><u>年々増加する相談内容に応じて、医療・保健・福祉の関係機関と連携を図り地域でのネットワークを構築する。</u></p> <p>高齢者の権利を擁護するため、民生委員をはじめ地域住民と連携し虐待の防止や消費者被害の軽減に努める。</p> <p>支援を要する高齢者とその家族を介護支援専門員が医療機関や地域のサービス事業所と連携を密にして高齢者の在宅生活を支援する。</p> <p><u>要支援1・2の方を対象に、介護予防サービスのケアプランを作成する。ケアプランの作成にあたっては、「介護予防」「自立支援」の観点で必要なサービスが利用できるようケアマネジメントを行う。</u></p> <p>事業所職員の資質向上及び高齢者が悪徳商法等の被害に合うことが多いことを鑑みて、研修会を市民・関係団体を対象に実施する。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築のため地域に共通した課題を明確化するとともに地域住民と関係機関が連携する会議を実施する。</p> <p><u>介護保険制度改正に伴い地域包括支援センターの役割は重要となっており、「OIT」等の手法を用いて引き続き職員の資質向上を図る。</u></p>
<p><b>ライフサポーター事業</b></p>	<p>通年</p>	<p><u>75歳以上の高齢者の生活状況を詳しく把握するため戸別訪問を行うとともに、「ひとり暮らしの登録」をされた方に対し安否の確認を行うためライフサポーターが訪問する。</u></p>